

知恵を絞った  
ベンチャーの  
挑戦は無謀?

### 日本にいる感覚で視聴

「録画ネット」という海外在住者向けのテレビ鑑賞サービスが開始されたのは、昨年9月のことである。立ち上げたのは、千葉県松戸市に本社のある有限会社エフエービジョン(黒澤靖章社長)という社員3人のベンチャー企業である。

録画ネットの仕組みはこうだ。

サービス加入者はまず、テレビチュ

ーナーとキャプチャーカードを搭載したパソコンをエフエービジョンから購入する。一般に「テレビパソコン」と呼ばれている市販の製品である。加入者は自分の購入したテレビパソコンをエフエービジョンに預け、同社はこれを松戸市の自社施設に保管する。パソコンは地上波を受信し、NHKや民放の番組をHDDに録画する。

海外在住の加入者は、手元のパソコンからインターネットを経由してこのテレビパソコンにアクセスし、iEPG(電子番組ガイド)を使って番組の予約や受信、録画を行える。そして録画したテレビ番組を実際に視聴する場合はインターネット経由で手元のパソコンで受

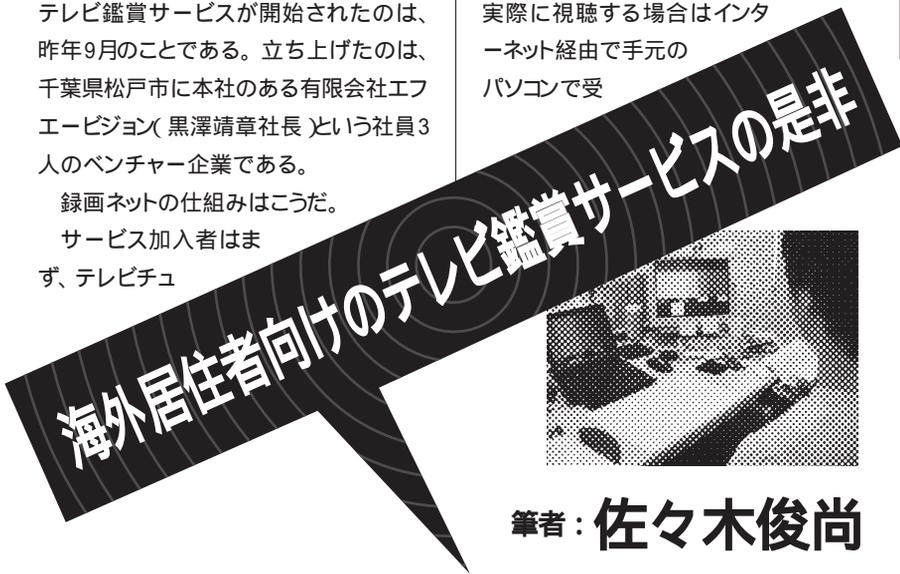
信する。

こうしたセッティングのほとんどはエフエービジョン側で行ってくれるため、加入者は受信用のパソコンを用意するだけでいい。日本にいるのとほとんど同じ条件で、日本の地上波テレビ番組を視聴することができるわけだ。

### 公衆送信権の侵害で摘発も

国内のテレビ番組をエンコードしてサーバーに収め、国外の日本人にインターネット経由で放送する。一見素晴らしいようなビジネスだが、ごく素直にこうした商

**小** 小さなベンチャー企業が始めた「録画ネット」という海外在住者向けのテレビ鑑賞サービスが、放送業界に思わぬ波乱を巻き起こした。「放送」という巨大な著作権の枠組みをあくまで守ろうとするテレビ局と、インターネットの新たな著作権の枠組みを作り出そうとするネットベンチャー。その見えざる戦いは、関係者が注目を寄せる民事裁判にまで発展した。



筆者：佐々木俊尚

# 「録画ネット」を恐れる テレビ放送局の事情

売を始めてしまうと、著作権法の公衆送信権に抵触する。実際、過去に警察に摘発されたケースも少なくない。たとえば今年1月には、NHKの大河ドラマや民放のパラエティー番組をサーバーに保存して、ウェブサイトを通じて月額35ドル(約4,200円)で会員向けに配信していた愛媛県松山市の業者が警察に摘発されている。

## 違法業者ではない理由

だが、録画ネットは別のアプローチを取った。

市販されているテレビの約8割がテレビ放送の受信・録画機能を備えるようになっている。また現在パソコンに標準搭載されているウインドウズXPにはリモートデスクトップ機能があり、遠隔地からパソコンを簡単に操作できる。以上の2つの機能を組み合わせれば、日本国内に置かれているパソコンに放送番組を録画させ、それを海外から視聴することは簡単に実現できる。実際、そのような方法で日本の実家にパソコンを設置して、海外からテレビ番組を入手している日本人のパワーユーザーは少なくない。実際、たとえばソニーの発売しているモニター・受像器分離型のテレビ「エアボード LF-X1」には、自宅にベースステーション(受像器)を置いたままモニターだけを持ち出し、インターネット経由で自宅のベースステーションから録画したテレビ番組を見られる機能が装備さ

れている。

しかし一方でこうした方法は、国内に設置したパソコンがフリーズしてしまった場合などに再起動・復旧させなければならぬこともある。だったら、このパソコンを「お預かり」するサービスを提供すれば、保守管理などによるサポートも行うことができるのではないか。

そこで同社は、テレビパソコンの販売、パソコン所有者からの依頼による設置とセッティングの代行、パソコンのハウジングサービスという組み合わせからなるビジネスモデルを考えた。地上波放送を受信するテレビパソコンの所有者は加入者であり、電波を受信している主体はあくまでも加入者である。エフエービジョン側は、そうした加入者の所有するテレビパソコンをあくまで保管しているだけにすぎない。

## 寂しい思いはさせたくない

エフエービジョン顧問の春日秀文弁護士は、「同社の行っているのはあくまでパソコンを預かるハウジングサービスであって、パソコン所有者がパソコンをリモートで使う際のサポートのみを行っていると言える。所有者がインターネット経由で遠隔地から、自分のパソコンを使ってテレビ番組を録画して視聴することは、著作権法で認められている『私的使用のための複製』の範囲内」と話す。

また、同社取締役の原田昌信氏と言う。

「海外居住者にとって日本語のテレビは日本との接点を保つための貴重な存在になっている。もっと簡単に日本のテレビが見られる方法はないか、それを何とかわれわれがお手伝いできないか考えたのがきっかけだった」

## 私的利用の範囲を死守

録画ネットでは、番組の視聴が私的利用の範囲を超えないような仕組みも作られている。そのひとつは、認証管理の方法だ。加入者は録画ネットのポータルサイトでID、パスワードを使った認証を通った後に自分のテレビパソコンにリモートアクセスできるようになるが、同じIDで別の人が認証しようとする、先にログインしていた人はセッションが切れ、操作もデータ転送もできなくなるようになっている。

原田氏が続ける。「これによって、1つのIDを複数人でシェアするような不正使用を防げる。日本のテレビ局には最大限の敬意を払い、彼らに損害を与えずつもりは毛頭ない。放送局の利益を犯さない方法で、私的利用の範囲内におさまりながら、なおかつ海外居住者が簡単にテレビを見られる方法を考えた。誰にも迷惑はかけていないはずだ」

このIDパスワード認証については、さらに録画ネットサーバーの認証を受けた後は、リダイレクトして加入者とテレビパソコンの間に直接セッションを確立。サーバー側はデータの送受信や制御などにいっさい介入しない仕組みになっており、録画ネットが加入者のリモート制御に関与しない。これも録画ネットがあくまで「ハウジングサービスの枠内」であるというルールを崩さないためだという。

## 「またか！」と反応した放送局

エフエービジョンはこうにしてビジネスモデルを考え抜き、そして昨年9月にサービスを開始した。最初に必要なテレビパソコン購入費が500～700ドル前後、月額メンテナンス料が49ドル95セントとなっている。そして録画ネットには現在、約250人の会員が集まっている。

エフエービジョンはサービス開始と同時



に、NHKに対して受信料の支払いを申し込んだ。満を持しての意思表示、ということだったのである。春日弁護士も「こちらから率先して支払えば、褒められるのではないかと思った」というのである。

ところが連絡を受けたNHKの側にとっては、「また現れたか」という受け止め方だった。先に紹介した愛媛県の松山市のケースは、実は昨年10月、NHKと民放4社が共同して警察に告訴状を提出し、その結果摘発にまで持ち込まれた事件だったのである。他にも数社が同様の「ネット放送サービス」が出現していたため、NHKと民法各社は連絡会議を設置。各社の法務担当者は対応に追われているところだったのである。

NHKの社内弁護士である総務局法務部の梅田康宏弁護士が説明する。「番組をサーバーに保存して海外向けに流すというサービスは昨年、雨後の竹の子のように登場した。背景にはブロードバンドの普及がある。米国は日本よりも若干遅れて昨年ごろにブロードバンドの普及が始まり、これが米国内で日本の番組を受信するというサービスを可能にする土台にな

ったのではないか」



## 現場を見学したNHKの判断

とはいえ、録画ネットが「ハウジングサービス」という他の業者とは違ったビジネスモデルを持っているのは明らかであり、予断だけで判断するわけにはいかない。そこでNHKは松戸市のハウジング施設の見学をエフエービジョン側に申し入れた。

「見学する以前に、NHKでは情報システム専門家が録画ネットの仕組みを分析し、法律の専門家とともに『著作権侵害の可能性が高い』と判断していた。実際に見学に行ってみて、やはり侵害であることは明白だとわかった」(梅田弁護士)

そして梅田弁護士はその場で、「このサービスは違法の可能性が高い。率直に言わせていただければ、サービス停止の方向で検討していただきたいのですが」とエフエービジョン側に申し入れた。この見学には春日弁護士も同席しており、梅田弁護士に対して、「われわれの見解はまったく異なってます。サービスを止める必要はないと考えている」と反論。この場合は物別れに終わったのである。

この後、複数回に渡って両弁護士の間で会談が持たれたが、いずれも決裂。NHK側は6月、サービス停止を求める内容証明郵便をエフエービジョン側に送付した。そして7月30日、民

放キー局5社とともに録画ネットのサービス停止の仮処分を求める申し立てを東京地裁に起こしたのである。

梅田弁護士が「録画ネットは著作権侵害」と判断した根拠は、いったい何だったのであるか。

エフエービジョンの主張は、複製の主体は加入者側にあり、録画ネット側はそれをサポートしているに過ぎないというものだ。要するに争点は、「いったい誰が番組をコピーしているのか」ということだろう。

梅田弁護士は、次のように指摘する。

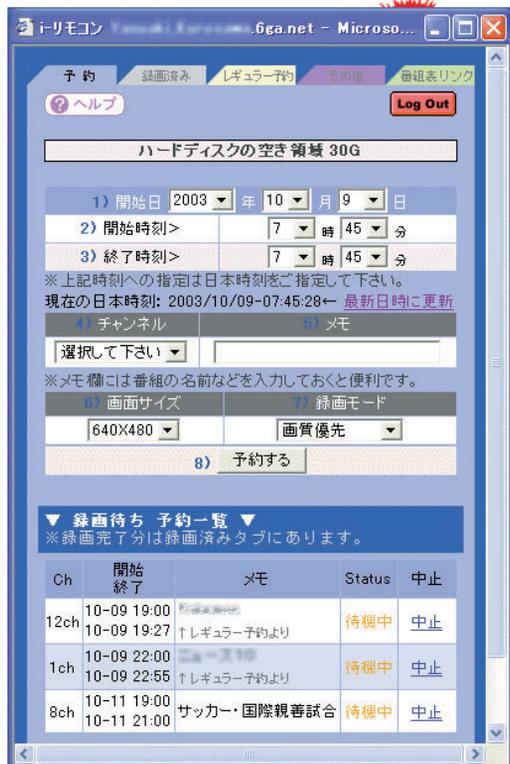
「古い事例では、たとえばレンタルビデオ店でケース。店側がビデオデッキを設置し、そのデッキを客が操作してレンタルビデオを客がコピーできるようなサービスを提供していた店が、複製行為を行っていたと認定された判例がある。またカラオケボックスで歌を歌うのは客の行為だが、東京高裁で『歌っている行為はカラオケボックスの演奏行為である』と認定する判断が出されている」

つまり複製の主体が仮に利用者であったとしても、サービス提供側が機器や著作物などを用意している場合は、複製の主体はそうしたサービス提供企業だという判断が示されているのである。「判例のこれまでの趨勢は、単に自然的に観察したら客が複製しているように見えるからというのではなく、機器の設置や著作物を用意しているのが誰かなどを総合的に判断している。それらに照らし合わせれば、今回の件でも複製の主体は録画ネット側であるのは明らか」(梅田弁護士)

## 機器所有者は誰だ

だがビデオレンタル店やカラオケ店では、ビデオデッキやカラオケ機は店側の所有となっている。だが録画ネットは、テレビパソコンの所有者は加入者である。この「所有権」をどう見るかが、裁判の最大の争点となった。

春日弁護士の主張。「録画ネットはパソコンを1台ずつ加入者に販売し、パソコンには所有者の名前とメールアドレスを貼付して保管している。さらに所有者が求め



録画予約からファイル管理まで行う「iリ-モコン」

た場合はパソコンを返却しており、録画ネットはパソコン所有者の行為をサポートしているのに過ぎない。もしこれを違法だとするのであれば、テレビパソコンの設置サービス自体が違法となり、パソコン販売店や電気店がパソコンやDVDレコーダーを買い主の自宅に配達して設置する行為も違法になってしまうのではないかと。

一方、梅田弁護士はこう言う。「パソコンの所有権が移転しているかどうかは、重要な問題ではない。所有者とは言ってもそのパソコンに触れたこともないわけで、実質的にはレンタルとは違わない。レンタルとの違いを協調するために言葉を言い換えているだけで、最初にかかる『パソコン購入費』も高めの入会金と考えることができるのではないかと」

## 五輪に見る放映権の実態

裁判所の決定は、10月7日に出た。録画ネット側の敗訴だった。

裁判所は「テレビパソコンの所有権はたしかに各利用者に帰属しているが、設置場所がエフエビジョンの事務所にかざられており、各種データを記録して保守・管理を行うなどして、同社はこれを管理・支配下に置いている」と断じ、同社が録画の「主体」になっていると認定したのである。

事件は、これで一応の決着を見た。だが実は今回の事件には、表には出てきていないもう一つの問題が隠されている。

それはオリンピックの放映権の問題だ。

五輪放映権は、各国の放送局や政府が国際オリンピック委員会 (IOC) から得る仕組みになっている。たとえば日本ではNHKと民放連が連携してジャパンコンソーシアム (JC) という団体を作っており、たとえばアテネ五輪では約180億円でJCがIOCから放映権を獲得したとされている。放映権料は毎年のように高騰を続けており、1964年の東京五輪の際には世界各国分を会わせても90万ドル (当時のレートで約3,240万円) だったのが、アテネでは総計15億ドル (約1,650億円) にまで達している。五輪の人気と、その人気に依った

IOCの圧倒的権力が生み出した数字といえるだろう。

そしてこの放映権がおよぶ範囲は、国内に限られている。JCが獲得した放映権は、日本国外では無効なのである。これを逸脱するとIOCからはたいへんなペナルティーが課されかねないし、その国の放映権を持っている放送局連合や政府などからも賠償請求を起こされる可能性もある。実際、アテネ五輪でも中国の国営テレビ CCTV がソフトボールや柔道などの試合を日本国内向けのCS放送で流してしまい、JCから抗議を受けている。

## 放送業界を飲み込むネット

NHKが危惧しているのは、録画ネットのようなサービスが普及することによって、この放映権の枠組みが崩れてしまいかねないことだった。たとえばフィリピンでは前回のシドニー五輪の放映権約120万ドルが払いきれず、危うくアテネ五輪の放映権を得られなくなりかけた。高騰する一方の放映権を払えず、五輪中継が途絶える国が今後は現れることも予想される。もしそうした国に向けて、録画ネット的なサービスを使って日本の五輪中継を送出したら

「現在エフエビジョンが提供しているサービスは小規模で、影響は少ないかもしれない。だがこうしたサービスがなし崩し的に増え、適法だと認められるようになると、大手の企業が同じようなサービスを大規模にスタートさせる可能性もある。もしそうなれば、放映権の枠組みが崩れてしまいかねない。そうなってしまう前に、このビジネスは間違っているということをきちんと知らしめておかなければならないと考えている (梅田弁護士)」

もし録画ネットのようなサービスが広まってしまうと、これまで放送業界が築いてきたルールが根底から覆ってしまう可能性があるというのである。実際、今回の事件はテレビ業界に関わるさまざまな著作



録画ネット URL http://www.6ga.net/

権ホルダーや著作権団体からも注目を集めており、NHKなどには問い合わせが相次いでいると言う。

NHKの危惧は、裁判所の決定でとりあえず回避されたということになるのだろう。だがエフエビジョンの原田氏は「自社施設に保管するのが許されないのであれば、加入者の日本の実家にテレビパソコンを設置するサービスを今後は検討していく」と話しており、サービスそのものは続行する方針を明らかにしている。事件はまだ終わっていない。そして録画ネットは、あくまで氷山の一角かもしれないのである。

インターネットの登場によって、既存の枠組みではとらえきれないさまざまな事象が出現し、氾濫する水が堤防からあふれ出すようにさまざまな枠組みが壊れていこうとしている。録画ネットの問題は、インターネットによって国境の壁が消滅していくグローバル化のケーススタディの一つともいえるかもしれない。ある放送局関係者は、こう詠嘆するのだ。

「放送業界は現在の枠組みを何とか維持しようとして必死になっているが、インターネット業界はなし崩しに枠組みを取り崩していこうとしている。そんな戦いがここ数年、ずっと続いている」

録画ネットをつぶせば、本当に放送業界の権益は守られるのか。すべてを飲み込もうとする『インターネット』の大波の中で、放送業界の戦いはいつまで続くのだろうか。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)